

令和3年度介護報酬改定により新たに届出が必要となった加算届の取り扱い【4月1日算定開始分】

届出には、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(加算様式01)と、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(加算様式02)の他に、次の表の添付書類が必要です。

区 分	事 由	添付書類	備 考
共通	LIFE への登録	なし	「LIFE への登録」及び「なし、あり」を新設。 「あり」とする場合は、届出が必要。
訪問介護	特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算計算書 (加算参考様式17-1、17-2) ・実務経験証明書(加算参考様式1) 	「特定事業所加算」→「特定事業所加算(V以外)」に見直し。 「特定事業所加算V」及び「なし、あり」を新設。 「特定事業所加算V」を算定する場合は、届出が必要。
	認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算に係る届出書 (加算参考様式39) ・勤務形態一覧表(参考様式9-1) ・研修修了証等の写し 	「認知症専門ケア加算」及び「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」を新設。 算定する場合は、届出が必要。
訪問入浴介護	認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算に係る届出書 (加算参考様式39) ・勤務形態一覧表(参考様式9-1) ・研修修了証等の写し 	「認知症専門ケア加算」及び「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」を新設。 算定する場合は、届出が必要。
	サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-1) 	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に見直し。 「加算Ⅰイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰロ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。(原則、届出が必要) Ⅰ、Ⅲを算定する場合は、届出が必要。
訪問看護	サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-2) 	「なし、イ及びロの場合、ハの場合」→「なし、加算Ⅰ(イ及びロの場合)、加算Ⅱ(イ及びロの場合)、加算Ⅰ(ハの場合)、加算Ⅱ(ハの場合)」に見直し。 「イ及びロの場合」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ(イ及びロの場合)」とみなす。(原則、届出が必要) 「ハの場合」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ(ハの場合)」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ(イ及びロの場合)」又は「加算Ⅰ(ハの場合)」を算定する場合は、届出が必要。
訪問リハビリテーション	移行支援加算	—	「社会参加支援加算」→「移行支援加算」に名称変更。 取り扱いに変更なし。
	短期集中リハビリテーション実施加算	—	廃止(加算自体は存続)

区 分	事 由	添付書類	備 考
訪問リハビリテーション	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-2)	「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に見直し。 「あり」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」又は「加算Ⅱ」を算定する場合は、届出が必要。
	リハビリテーションマネジメント加算	なし	「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅳ」→「なし、加算Aイ、加算Aロ、加算Bイ、加算Bロ」に見直し。 「加算Ⅱ」は新たな届出がない場合は、「加算Aイ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅲ」は新たな届出がない場合は、「加算Bイ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」又は「加算Ⅳ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Aロ」又は「加算Bロ」を算定する場合は、届出が必要。 【介護予防】 「リハビリテーションマネジメント加算」を廃止。
・通所介護 ・地域密着型通所介護	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-3)	【通所介護】 「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に見直し。 「加算Ⅰイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰロ」又は「加算Ⅱ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」又は「加算Ⅲ」を算定する場合は、届出が必要。 【地域密着型通所介護】 「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ」→「なし、加算Ⅰ(イの場合)、加算Ⅱ(イの場合)、加算Ⅲ(イの場合)」に見直し。 「加算Ⅰイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ(イの場合)」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰロ」、「加算Ⅱ」では新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ(イの場合)」、「加算Ⅲ(イの場合)」を算定する場合は、届出が必要。
	個別機能訓練加算	— ・勤務形態一覧表(参考様式9-1) ・資格者証の写し	「個別機能訓練体制Ⅰ」及び「個別機能訓練体制Ⅱ」を廃止。 「個別機能訓練加算」及び「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ」を新設。算定する場合は、届出が必要。

区 分	事 由	添付書類	備 考
・通所介護 ・地域密着型通所介護	ADL維持等加算Ⅲ (旧ADL維持等加算)	—	「ADL 維持等加算」→「ADL 維持等加算Ⅲ」に名称変更。 「あり」は新たな届出がない場合は、「あり」とみなす。(原則、届出が必要)
	ADL 維持等加算〔申出〕の有無	—	※既に「ADL 維持等加算〔申出〕の有無」が「あり」の場合は、令和3年度からADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合の新たな届出は不要。
	入浴介助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(第4号様式) ・運営規程の新旧対照表(参考様式18) ・運営規程 ・事業所平面図 ・主要な場所の写真(参考様式5) 	「入浴介助体制加算」→「入浴介助加算」に名称変更。 「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に見直し。 「あり」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅰ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅱ」を算定する場合は、届出が必要。 (既に「入浴介助体制加算」が「あり」の場合は、「入浴介助加算Ⅱ」を算定する場合の添付書類は不要。)
	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式(加算参考様式2) 	「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」及び「なし、あり」を新設。 算定する場合は、届出が必要。
	科学的介護推進体制加算	なし	「科学的介護推進体制加算」及び「なし、あり」を新設。 算定する場合は、届出が必要。
	生活機能向上連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の写し ・委託契約等の連携を証する書類の写し 	「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に見直し。 「あり」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」を算定する場合は、届出が必要。 (既に「あり」の場合は、「加算Ⅰ」を算定する場合の添付書類は不要。)
	口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表(参考様式9-1) ・資格者証の写し 	「口腔機能向上体制」→「口腔機能向上加算」に名称変更。 (既に「口腔機能向上体制」が「あり」の場合は、「口腔機能向上加算Ⅱ」を算定する場合の新たな届出は不要。)
	栄養アセスメント・栄養改善体制	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表(参考様式9-1) ・資格者証の写し 	「栄養改善体制」→「栄養アセスメント・栄養改善体制」に名称変更。 (既に「栄養改善体制」が「あり」の場合は、「栄養アセスメント加算」を算定する場合の新たな届出は不要。)
療養通所介護	個別送迎体制強化加算	—	廃止
	入浴介助体制強化加算	—	廃止
	サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-2) 	「なし、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅲイ(口の場合)、加算Ⅲロ(口の場合)」に見直し。 「加算Ⅲ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅲロ(口の場合)」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅲイ(口の場合)」を算定する場合は、届出が必要。

区 分	事 由	添付書類	備 考
通所リハビリテーション	リハビリテーション マネジメント加算	なし	「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ、加算Ⅳ」→「なし、加算Ａイ、加算Ａロ、 加算Ｂイ、加算Ｂロ」に見直し。 「加算Ⅱ」は新たな届出がない場合は、「加算Ａイ」とみなす。(原則、届 出が必要) 「加算Ⅲ」は新たな届出がない場合は、「加算Ｂイ」とみなす。(原則、届 出が必要) 「加算Ⅰ」又は「加算Ⅳ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。 (原則、届出が必要) 「加算Ａロ」又は「加算Ｂロ」を算定する場合は、届出が必要。 【介護予防】 「リハビリテーションマネジメント加算」を廃止。
	移行支援加算	—	「社会参加支援加算」→「移行支援加算」に名称変更。 取り扱いに変更なし。
	短期集中個別リハビリ テーション実施加算	—	廃止(加算自体は存続)
	入浴介助加算	・変更届出書(第4号様式) ・運営規程の新旧対照表 (参考様式18) ・運営規程 ・事業所平面図 ・主要な場所の写真(参考様式5)	「入浴介助体制加算」→「入浴介助加算」に名称変更。 「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に見直し。 「あり」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅰ」とみなす。(原則、届出が 必要) 「加算Ⅱ」を算定する場合は、届出が必要。 (既に「入浴介助体制加算」が「あり」の場合は、「入浴介助加算Ⅱ」を算 定する場合の添付書類は不要。)
	感染症又は災害の発 生を理由とする利用者 数の減少が一定以上 生じている場合の対応	・感染症又は災害の発生を理由とする 通所介護等の介護報酬による評価 届出様式(加算参考様式2)	「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じ ている場合の対応」及び「なし、あり」を新設。 算定する場合は、届出が必要。
	科学的介護推進体制 加算	なし	「科学的介護推進体制加算」及び「なし、あり」を新設。 算定する場合は、届出が必要。
	口腔機能向上加算	・勤務形態一覧表(参考様式9-1) ・資格者証の写し	「口腔機能向上体制」→「口腔機能向上加算」に名称変更。 (既に「口腔機能向上体制」が「あり」の場合は、「口腔機能向上加算Ⅱ」 を算定する場合の新たな届出は不要。)
	サービス提供体制強化 加算	・サービス提供体制強化加算に関する 届出書(加算参考様式16-3)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」 に見直し。 「加算Ⅰイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届 出が必要) 「加算Ⅰロ」、「加算Ⅱ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。 (原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」又は「加算Ⅲ」を算定する場合は、届出が必要。

区 分	事 由	添付書類	備 考
居宅介護支援	特定事業所医療介護連携加算	—	「特定事業所加算Ⅳ」→「特定事業所医療介護連携加算」に名称変更。取り扱いに変更なし。
	特定事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算届出書(加算参考様式14) ・勤務形態一覧表(参考様式9-1) ・資格者証の写し ・実務研修実習受入協力事業所登録申請書の写し(受付印のあるもの)または登録済証の写し ・委託契約書等の連携を証する書類の写し 	<p>「加算A」を追加 「加算A」を算定する場合は、届出が必要。 「加算Ⅰ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」については、改正後の算定要件を満たすことを確認し、区分に変更がある場合は届出が必要。</p>
	情報通信機器等の活用等の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書(加算参考様式18) 	<p>「情報通信機器等の活用等の体制」及び「なし、あり」を新設。 「あり」の場合は、届出が必要。</p>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算に係る届出書(加算参考様式39) ・勤務形態一覧表(参考様式9-2) ・研修修了証等の写し 	<p>「認知症専門ケア加算」及び「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」を新設。 算定する場合は、届出が必要。</p>
	サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-1) 	<p>「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に見直し。 「加算Ⅰイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰロ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」、「加算Ⅲ」を算定する場合は、届出が必要。</p>
夜間対応型訪問介護	認知症専門ケア加算	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症専門ケア加算に係る届出書(加算参考様式39) ・勤務形態一覧表(参考様式9-2) ・研修修了証等の写し 	<p>「認知症専門ケア加算」及び「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」を新設。 算定する場合は、届出が必要。</p>
	サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-1) 	<p>「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱイ、加算Ⅱロ」→「なし、加算Ⅰ(イの場合)、加算Ⅱ(イの場合)、加算Ⅲ(イの場合)、加算Ⅰ(ロの場合)、加算Ⅱ(ロの場合)、加算Ⅲ(ロの場合)」に見直し。 「加算Ⅰイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ(イの場合)」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅱイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ(ロの場合)」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰロ」、「加算Ⅱロ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ(イの場合)」、「加算Ⅲ(イの場合)」、「加算Ⅰ(ロの場合)」、「加算Ⅲ(ロの場合)」を算定する場合は、届出が必要。</p>

区 分	事 由	添付書類	備 考
認知症対応型通所介護	入浴介助加算	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届出書(第4号様式) ・運営規程の新旧対照表(参考様式18) ・運営規程 ・事業所平面図 ・主要な場所の写真(参考様式5) 	<p>「入浴介助体制加算」→「入浴介助加算」に名称変更。 「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に見直し。 「あり」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅰ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅱ」を算定する場合は、届出が必要。 (既に「入浴介助体制加算」が「あり」の場合は、「入浴介助加算Ⅱ」を算定する場合の添付書類は不要。)</p>
	感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式(加算参考様式2) 	<p>「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」及び「なし、あり」を新設。 算定する場合は、届出が必要。</p>
	科学的介護推進体制加算	なし	<p>「科学的介護推進体制加算」及び「なし、あり」を新設。 算定する場合は、届出が必要。</p>
	生活機能向上連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約書等の連携を証する書類の写し ・資格者証の写し 	<p>「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に見直し。 「あり」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」を算定する場合は、届出が必要。 (既に「あり」の場合は、「加算Ⅰ」を算定する場合の添付書類は不要。)</p>
	口腔機能向上加算	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表(参考様式9-1) ・資格者証の写し 	<p>「口腔機能向上体制」→「口腔機能向上加算」に名称変更。 (既に「口腔機能向上体制」が「あり」の場合は、「口腔機能向上加算Ⅱ」を算定する場合の新たな届出は不要。)</p>
	栄養アセスメント・栄養改善体制	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務形態一覧表(参考様式9-1) ・資格者証の写し 	<p>「栄養改善体制」→「栄養アセスメント・栄養改善体制」に名称変更。 (既に「栄養改善体制」が「あり」の場合は、「栄養アセスメント加算」を算定する場合の新たな届出は不要。)</p>
	サービス提供体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-3) 	<p>「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に見直し。 「加算Ⅰイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰロ」、「加算Ⅱ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。 (原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」又は「加算Ⅲ」を算定する場合は、届出が必要。</p>
	個別機能訓練加算	—	<p>「個別機能訓練体制」→「個別機能訓練加算」に名称変更。 「加算Ⅱ」を算定する場合の届出は不要。</p>
ADL 維持等加算〔申出〕の有無	なし	<p>「ADL 維持等加算〔申出〕の有無」及び「なし、あり」を新設。 「あり」とする場合は、届出が必要。</p>	

区 分	事 由	添付書類	備 考
小規模多機能型居宅介護	科学的介護推進体制加算	なし	「科学的介護推進体制加算」及び「なし、あり」を新設。算定する場合は、届出が必要。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-5)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に見直し。 「加算Ⅰイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰロ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」、「加算Ⅲ」を算定する場合は、届出が必要。
看護小規模多機能型居宅介護	科学的介護推進体制加算	なし	「科学的介護推進体制加算」及び「なし、あり」を新設。算定する場合は、届出が必要。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-5)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に見直し。 「加算Ⅰイ」は新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰロ」、「加算Ⅱ」、「加算Ⅲ」は新たな届出がない場合は、「なし」とみなす。(原則、届出が必要) 「加算Ⅰ」、「加算Ⅲ」を算定する場合は、届出が必要。
	栄養アセスメント・栄養改善体制	・勤務形態一覧表(参考様式9-2) ・資格者証の写し	「栄養アセスメント・栄養改善体制」及び「なし、あり」を新設。算定する場合は、届出が必要。
	口腔機能向上加算	・勤務形態一覧表(参考様式9-2) ・資格者証の写し	「口腔機能向上加算」及び「なし、あり」を新設。算定する場合は、届出が必要。
	排せつ支援加算	なし	「排せつ支援加算」及び「なし、あり」を新設。新たに算定する場合は、届出が必要。
	褥瘡マネジメント加算	・褥瘡マネジメントに関する届出書(加算参考様式37)	「褥瘡マネジメント加算」及び「なし、あり」を新設。新たに算定する場合は、届出が必要。

区 分	事 由	添付書類	備 考
短期入所生活介護	生活機能向上連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・受託契約書等の連携を証する書類の写し ・資格証明書の写し 	<p>「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に変更。 現行「あり」を算定していて新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 「加算Ⅰ」を算定する場合は、届出が必要。</p>
	テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・テクノロジーの導入による夜間職員配置加算に係る届出書(加算参考様式89) [配置要件①の場合] ・事故等の減少が確認できる書類(任意様式) [配置要件②の場合] ・安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した委員会議事録(任意様式) 	<p>「介護ロボットの導入」→「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」へ名称変更。 取り扱いに変更なし。 現行「あり」を算定している場合、配置要件を①から②へ変更する場合は届出が必要。配置要件②を算定する場合は、別途「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書」の提出が必要。</p>
	サービス提供体制強化加算 (単独型)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-4) 	<p>「サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)」→「サービス提供体制強化加算(単独型)」へ名称変更。 「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に変更。 変更後の「加算Ⅰ、加算Ⅲ」を算定する場合は届出が必要。 現行「加算Ⅰイ」を算定していて新たな届出がない場合は、変更後の「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 現行「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」を算定しており、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。</p>
	サービス提供体制強化加算 (併設型、空床型)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-4) 	<p>「サービス提供体制強化加算(空床型)」→「サービス提供体制強化加算(併設型、空床型)」へ名称変更。 「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に変更。 併設型の場合は、現行の加算を算定している場合、新たな届出が必要。 空床型の場合で、 変更後の「加算Ⅰ、加算Ⅲ」を算定する場合は届出が必要。 現行「加算Ⅰイ」を算定していて新たな届出がない場合は、変更後の「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 現行「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」を算定しており、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。</p>
	併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	なし	併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。

区 分	事 由	添付書類	備 考
短期入所療養介護	併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況	なし	併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-4)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に変更。 変更後の「加算Ⅰ、加算Ⅲ」を算定する場合は届出が必要。 現行「加算Ⅰイ」を算定していて新たな届出がない場合は、変更後の「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 現行「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」を算定しており、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
認知症対応型共同生活介護	施設等の区分	・変更届出書(第4号様式) ・運営規程新旧対照表(参考様式18) ・運営規程 ・勤務形態一覧表(参考様式9-2)	「施設等の区分」欄に「サテライト型Ⅰ型」「サテライト型Ⅱ型」を新設。 ※事前相談が必要
	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人とする場合	・勤務形態一覧表(参考様式9-2) ・事業所平面図 ・夜間の勤務に関するマニュアル ・夜間を想定した避難訓練実施計画 (「なし」と届出する場合は不要)	3ユニットの事業所が夜勤職員を2人とする場合の「なし」「あり」を新設。 既存事業所について新たな届出がない場合は「あり」とみなす。 ※3ユニットの事業所はすべて届出が必要。3ユニットの事業所で「なし」の届出がない場合は減算となる。
	医療連携体制加算	—	「医療連携体制」→「医療連携体制加算」へ名称変更。 取り扱いに変更なし。
	科学的介護推進体制加算	なし	科学的介護推進体制加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-6)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に変更。 変更後の「加算Ⅰ、加算Ⅲ」を算定する場合は届出が必要。 現行「加算Ⅰイ」を算定していて新たな届出がない場合は、変更後の「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 現行「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」を算定しており、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。

区 分	事 由	添付書類	備 考
・特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	入居継続支援加算	・入居継続支援加算に関する届出書(加算参考様式34)	「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に変更。 現行「あり」を算定していて新たな届出がない場合は「加算Ⅰ」とみなす。(原則、届出をすること) 「加算Ⅱ」を算定する場合は、届出が必要。
	テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)	・テクノロジーの導入による入居継続支援加算に係る届出書(加算参考様式34-2) ・安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した委員会議事録(任意様式)	テクノロジーの導入(入居継続支援加算関係)の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	生活機能向上連携加算	・受託契約書等の連携を証する書類の写し ・資格証明書の写し	「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に変更。 現行「あり」を算定していて新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 「加算Ⅰ」を算定する場合は、届出が必要。
	個別機能訓練加算	—	「個別機能訓練体制」→「個別機能訓練加算」へ名称変更。 取り扱いに変更なし。
	ADL維持等加算[申出]の有無	なし	ADL維持等加算[申出]の有無の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	科学的介護推進体制加算	なし	科学的介護推進体制加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-6)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に変更。 変更後の「加算Ⅰ、加算Ⅲ」を算定する場合は届出が必要。 現行「加算Ⅰイ」を算定していて新たな届出がない場合は、変更後の「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 現行「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」を算定しており、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設	安全管理体制	・事故発生防止のための指針	安全管理体制の「減算型」「基準型」を新設。 新たな届出がない場合は「基準型」とみなす。 ※令和3年9月30日までの間は「減算型」であっても減算とならない。

区 分	事 由	添付書類	備 考
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	・栄養マネジメント体制に関する届出書(加算参考様式87) ・栄養士の資格証の写し	栄養ケアマネジメントの実施の有無の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。 ※令和6年3月31日までの間は「なし」であっても減算とならない。
	テクノロジーの導入(日常生活継続支援加算関係)	・テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書(加算参考様式88-2) ・安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した委員会議事録(任意様式)	テクノロジーの導入(日常生活支援加算関係)の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)	・テクノロジーの導入による夜間職員配置加算に係る届出書(加算参考様式89) [配置要件①の場合] ・事故等の減少が確認できる書類(任意様式) [配置要件②の場合] ・安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した委員会議事録(任意様式)	「介護ロボットの導入」→「テクノロジーの導入(夜勤職員配置加算関係)」へ名称変更。 取り扱いに変更なし。 現行「あり」を算定していても、配置要件を①から②へ変更する場合は届出が必要。配置要件②を算定する場合は、別途「テクノロジーを導入する場合の夜間の人員配置基準(従来型)に係る届出書」の提出が必要。
	生活機能向上連携加算	・受託契約書等の連携を証する書類の写し ・資格証明書の写し	「なし、あり」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ」に変更。 現行「あり」を算定していても新たな届出がない場合は、「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 「加算Ⅰ」を算定する場合は、届出が必要。
	個別機能訓練加算	—	「個別機能訓練体制」→「個別機能訓練加算」へ名称変更。 取り扱いに変更なし。
	ADL維持等加算[申出]の有無	なし	ADL維持等加算[申出]の有無の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	栄養マネジメント強化体制	・栄養マネジメント体制に関する届出書(加算参考様式87) ・栄養士の資格証の写し	栄養マネジメント強化体制の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	排せつ支援加算	なし	排せつ支援加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	自立支援促進加算	なし	自立支援促進加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。

区 分	事 由	添付書類	備 考
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設	科学的介護推進体制加算	なし	科学的介護推進体制加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	安全対策体制	・安全対策に係る外部研修の受講がわかるもの ・安全管理に係る組織体制図	安全対策体制の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-4)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に変更。 変更後の「加算Ⅰ、加算Ⅲ」を算定する場合は届出が必要。 現行「加算Ⅰイ」を算定していて新たな届出がない場合は、変更後の「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 現行「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」を算定しており、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	栄養マネジメント体制	—	廃止
介護老人保健施設	安全管理体制	・事故発生防止のための指針	安全管理体制の「減算型」「基準型」を新設。 新たな届出がない場合は「基準型」とみなす。 ※令和3年9月30日までの間は「減算型」であっても減算とならない。
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	・栄養マネジメント体制に関する届出書(加算参考様式87) ・栄養士の資格証の写し	栄養ケアマネジメントの実施の有無の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。 ※令和6年3月31日までの間は「なし」であっても減算とならない。
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	・介護老人保健施設(基本型・在宅強化型)の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る届出(加算参考様式77-1)	在宅復帰・在宅療養支援等指標の評価項目の見直し。 令和3年10月1日以降、見直し後の評価項目において算定した結果が区分変更となる場合は新たな届出が必要。
	栄養マネジメント強化体制	・栄養マネジメント体制に関する届出書(加算参考様式87) ・栄養士の資格証の写し	栄養ケアマネジメント強化体制の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	なし	リハビリ計画書情報加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	排せつ支援加算	なし	排せつ支援加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。

区 分	事 由	添付書類	備 考
介護老人保健施設	自立支援促進加算	なし	自立支援促進加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	科学的介護推進体制加算	なし	科学的介護推進体制加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	安全対策体制	・安全対策に係る外部研修の受講がわかるもの ・安全管理に係る組織体制図	安全対策体制の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-4)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に変更。 変更後の「加算Ⅰ、加算Ⅲ」を算定する場合は届出が必要。 現行「加算Ⅰイ」を算定していて新たな届出がない場合は、変更後の「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 現行「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」を算定しており、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	栄養マネジメント体制	—	廃止
介護療養型医療施設	移行計画の提出状況	・介護療養型医療施設の移行に係る届出書(加算参考様式90)	移行計画の提出状況の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。 ※令和6年4月1日までの移行計画を半年ごとに提出。最初の期限は令和3年9月30日までとし、以後、半年後が次の提出期限。期限までに提出なき場合は、次の期限まで減算。
	安全管理体制	・事故発生防止のための指針	安全管理体制の「減算型」「基準型」を新設。 新たな届出がない場合は「基準型」とみなす。 ※令和3年9月30日までの間は「減算型」であっても減算とならない。
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	・栄養マネジメント体制に関する届出書(加算参考様式87) ・栄養士の資格証の写し	栄養ケアマネジメントの実施の有無の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。 ※令和6年3月31日までの間は「なし」であっても減算とならない。
	排せつ支援加算	なし	排せつ支援加算の「なし」「あり」を新設 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。

区 分	事 由	添付書類	備 考
介護療養型医療施設	安全対策体制	・安全対策に係る外部研修の受講がわかるもの ・安全管理に係る組織体制図	安全対策体制の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-4)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に変更。 変更後の「加算Ⅰ、加算Ⅲ」を算定する場合は届出が必要。 現行「加算Ⅰイ」を算定していて新たな届出がない場合は、変更後の「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 現行「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」を算定しており、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	栄養ケアマネジメント体制	—	廃止
介護医療院	科学的介護推進体制加算	なし	科学的介護推進体制加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(加算参考様式16-4)	「なし、加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」→「なし、加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲ」に変更。 変更後の「加算Ⅰ、加算Ⅲ」を算定する場合は届出が必要。 現行「加算Ⅰイ」を算定していて新たな届出がない場合は、変更後の「加算Ⅱ」とみなす。(原則、届出をすること) 現行「加算Ⅰロ」「加算Ⅱ」「加算Ⅲ」を算定しており、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	栄養マネジメント強化体制	・栄養マネジメント体制に関する届出書(加算参考様式87) ・栄養士の資格証の写し	栄養マネジメント強化体制の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	自立支援促進加算	なし	自立支援促進加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	安全管理体制	・事故発生防止のための指針	安全管理体制の「減算型」「基準型」を新設。 新たな届出がない場合は「基準型」とみなす。 ※令和3年9月30日までの間は「減算型」であっても減算とならない。

区 分	事 由	添付書類	備 考
介護医療院	安全対策体制	・安全対策に係る外部研修の受講がわかるもの ・安全管理に係る組織体制図	安全対策体制の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	栄養ケア・マネジメントの実施の有無	・栄養マネジメント体制に関する届出書(加算参考様式87) ・栄養士の資格証の写し	栄養ケアマネジメントの実施の有無の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。 ※令和6年3月31日までの間は「なし」であっても減算とならない。
	排せつ支援加算	なし	排せつ支援加算の「なし」「あり」を新設。 新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
	栄養マネジメント体制	—	廃止
	移行定着支援加算	—	廃止

(注)介護予防サービス及び総合事業についても同様の加算がある場合は届出が必要です。